

劇場等演出空間運用ガイドライン共通篇(案)

— 2008 年版 —

劇場等演出空間運用基準協議会

2008 年 3 月 31 日

はじめに

2007年に公演制作現場での事故が続いたことを憂い、公演制作を担う関係者が立場を超えて集い、劇場等演出空間運用基準協議会（基準協）を創設しました。劇場、屋内外の仮設舞台など劇場等演出空間での創造性あふれる自由な表現活動のさらなる発展に資するため、劇場等演出空間での安全確保を図るための運用基準の作成と普及することを目的としています。

公演活動を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。近年の劇場等施設の増加と大規模施設の出現、設備の自動化、コンピュータ化などの急速な高機能化、演出における多様な要請、公演制作の専門化と分業化が進み、多くの制作現場は、多様な事業者、労働者が混在して進められる状況になってきました。そのため、制作作業全体を統括して安全確保を図る指揮系統が曖昧になり、参加する事業者間の意思疎通が希薄化するなど、事故を誘発する要因ともなりかねない状況も起こるようになってきました。さらに参加する事業者の安全意識についての共通認識の不足、安全を配慮した技術教育のばらつきなど作業者の技能格差に起因する問題、また、経済的な厳しさから公演制作における無理な制作スケジュールでの作業など、いくつかの問題が明らかになってきました。

これまで公演の主催者、制作者、演出、出演、美術、照明、音響、劇場等にかかわる事業者の多くは、制作作業や施設・設備の管理についてそれぞれが独自にマニュアルを作成し、安全基準を設定し、安全対策を実施してきました。しかし、残念ながら作業者の教育や安全対策が十分に行われていない例も見られます。

このような認識のもと、公演制作における安全確保を図っていくための第一歩として、以下の点に重点をおいて、実演芸術にかかわる人々の制作作業における共通認識としての「ガイドライン」をまとめることを目指しました。

- ・制作現場の安全衛生を図るための管理体制を明確にすること。
- ・制作作業に参加するさまざまな分野の人々が安全を意識し、行うべき共通事項を明らかにし、安全に作業するための技術と意識の向上を図ること。

安全管理体制の整備の問題は重要なテーマです。これまで公表された安全作業にかかわる文書の中で、会社ごとのマニュアルを除き、安全管理体制の整備に言及されたものはほとんどありません。そのため、安全管理体制については劇場等演出空間の公演制作の体制に沿って、労働安全衛生法に準じた安全体制づくりを行いました。労働安全衛生法においては業種ごとに体制整備のあり方を規定しており、本ガイドラインでは危険性の高い、多様な事業者等が混在して作業する現場の体制づくりに準じています。公演制作については、法律には対象業種として規定されていないため、法令上では「統括安全衛生責任者」を選任する責務はありませんが、自主的な措置として安全確保を目指すこととしました。そのため、あえて法律用語をそのまま採用して作成しました。現場の日常的な作業にはなじみ難い言葉も入っていますが、例えば照明部門の安全衛生責任者は照明チーフと読み替えると理解が得やすいと思います。

また、本文中6ページの「制作事業者による公演制作における安全管理体制の基本」(図)は、安全管理体制の構築の原則を表現した概念図です。貸施設と施設主催による制作と劇場の関係の変化、また演劇やコンサートなど分野により実態の相違など多様な変化が想定されることにご留意ください。

作業については、公演制作が企画に始まり劇場等演出空間への搬入、仕込み、稽古、公演、撤去、搬出の流れで行われることを考慮して、時間軸にそって検討しました。その作業工程にそって制作、技術スタッフ、劇場等の施設サイドの作業者が行わなければならない事項を整理し、共通に認識しておくべき事項を盛り込みました。しかし、共通の基本的な作業はどこまでとするか、線引きはまだ完璧ではありません。さらに専門的な事項も整理する専門篇も必要ではないかとの議論も行われました。また、屋内外の仮設舞台の独自の問題も多々存在しますが、今回はほとんど盛り込むことができませんでした。

劇場等演出空間は、さまざまな吊り器具・機材、可動する舞台機構など特有の作業環境のなか、高所や暗所での演技と作業が行われるなど、独自の空間といえます。その点で歴史的に行われてきた公演制作についての作業の独自基準や対応の検討、模索も行っています。今年度盛り込むことの出来なかったテーマは、来年度以降の継続検討に委ねられています。

このガイドラインは基準協を構成する団体の会員から多くの専門家の参加を得て、過去にとりまとめられた「安全作業の基本」(1995年/全日本舞台・テレビ技術関連団体協議会)および「映画・テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止対策」(1998年/中央労働災害防止協会)を中心に、その他の関連する指針、ガイドラインを参考としつつとりまとめました。短期間ではありましたが、各分野から危機意識を持った専門家による真摯な議論が進められました。

この「劇場等演出空間ガイドライン共通篇(案)2008年版」は、ガイドライン決定版を2009年3月までに作成することを目標に印刷、公表するものです。ガイドラインが安全に向けての共通認識を醸成し、劇場等の固有な現場に沿ったそれぞれの安全基準が形成され、豊かな講演活動が進むことを願っています。今回の議論に関わっていなかった方々にも本ガイドラインについての意見を頂き、その意見をもとに基準協でさらに検討を重ね、「ガイドライン2009年版」をまとめたいと考えています。

皆様のご意見を5月末日までに、所属団体または基準協に是非ともお寄せください。

<※ 最終ページの意見用紙サンプルをご利用ください。>

<http://www.geidanko.or.jp/kijunkyo>

メール：kijunkyo@geidankyo.or.jp

劇場等演出空間運用基準協議会

目 次

1. 目的	6
2. 劇場等演出空間における安全管理体制	6
(1) 安全管理体制の整備	6
(2) 安全衛生連絡協議会の設置等	7
(3) 安全衛生教育の実施	7
(4) 安全衛生活動の実施	7
(5) 危機管理体制の整備	8
(6) 劇場等演出空間の労働災害防止措置の実施上の留意事項	8
(7) 部門別の労働災害防止措置の実施上の基本的な留意事項	8
3. 劇場等演出空間における安全作業と安全管理	10
(1) 共通作業	10
(2) 部門別の作業	14
① 舞台機構	14
② 照明作業	15
③ 音響作業	16
④ 客席内作業	17
⑤ 電気作業	18
(3) その他	18
① 目的と保守点検上の留意点	18
② 日常保守点検	18
③ 定期保守点検	18
④ 中長期整備計画	18
(4) 屋外の仮設舞台および劇場等演出空間における自然現象対応	18

■ 専門篇 項目案 (2009年版での検討案)

- (1) 舞台機構 ①機構操作 ②操作係への指示の出し方 ③安全確認 ④吊物表 ⑤Cueシート
- (2) 照明
- (3) 音響
- (4) 電気
- (5) 特殊効果 ①火薬、ガス、オイル、レーザー、映像、電飾など ②消防署への届出
- (6) 大道具 ①設計 ②仕込み ③転換 ④製作
- (7) 保守点検 ①日常点検 ②年間保守点検(定期点検) ③中長期整備計画
- (8) その他 ①事故の報告と再発防止 ②公演中止に至るケースと対処 ③高所作業について

<安全管理体制>

1. 目的

劇場および屋内外の仮設舞台など劇場等演出空間¹での公演制作においては、豊かな創造性あふれる自由な表現活動が求められる。しかし、その一方において、安全な公演制作環境の整備、事故の防止、危機管理など安全衛生対策の充実がきわめて重要である。ここに公演制作における安全管理体制、作業と管理に関する運用基準を定め、もって実演芸術の発展に寄与することを目的とする。

2. 劇場等演出空間における安全管理体制

劇場等演出空間での公演制作現場（搬入、仕込み、稽古、上演、撤去、搬出を含む）における安全確保と円滑な作業遂行のため、事業者は労働安全衛生関係法令の遵守に加えて、次の労働災害防止対策を講じることが必要である。一方、自由な表現活動の維持には、責任となすべき義務も生じ、安全な環境は他人にゆだねる物ではなく、自らが考え作り出し、維持するための努力も怠らないこと。

(1) 安全衛生管理体制の整備(図)

劇場等演出空間での公演制作現場は、複数の事業者²が混在した状態で作業が行われることが通常であり、すべての事業者は労働安全衛生関係法令の定めるところに従い、

次の通り安全衛生管理者を選任し、安全衛生管理体制を整備する。整備した安全管理体制は文書にてすべての事業者³に周知すること。

①統括安全衛生責任者の選任

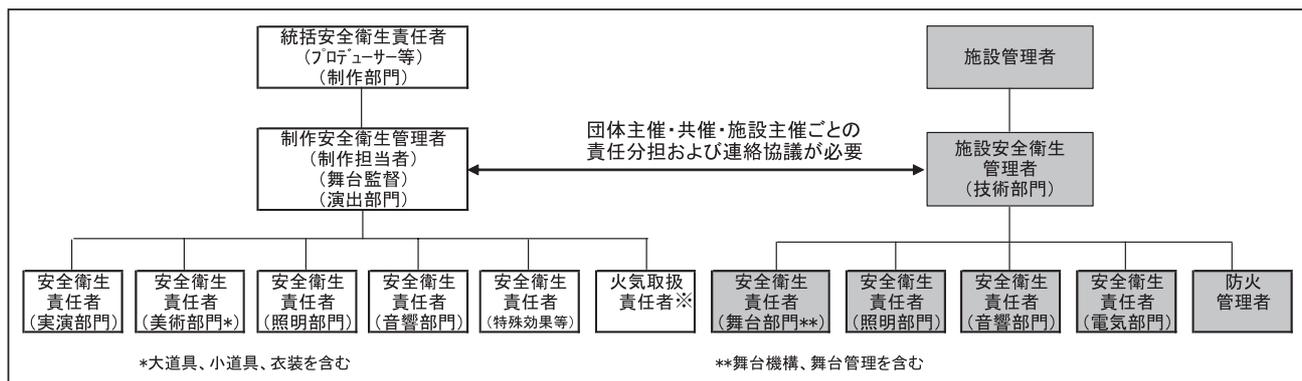
制作事業者⁴は、公演制作現場における制作作業を統括管理する者（プロデューサー等）を「統括安全衛生責任者」として選任し、②の制作安全衛生管理者を指揮させるとともに、安全衛生に務め、次の事項を統括管理させること。（図参照）

- A：制作作業における危険、および健康障害防止措置の実施
- B：部門間の連絡および調整と、無理のないスケジュール作成
- C：劇場または仮設および屋外舞台の巡視
- D：事業者が行なう安全衛生教育の指導および援助
- E：危機管理対策の策定
- F：その他労働災害防止に必要な事項

②制作安全衛生管理者の選任

制作事業者は、制作作業を指揮監督する者（制作担当者、演出家、舞台監督等）を「制作安全衛生管理者」として選任し、劇場または仮設舞台の安全衛生管理者

図：制作事業者による公演制作における安全管理体制の基本³



1 『劇場等演出空間電気設備指針』、『演出空間仮設電気設備指針』では、「劇場等演出空間」は施設に限定され、仮設を含めた公演に係るすべての空間を「演出空間」としている。基準協の定義と異なることにご注意いただきたい。

2 ここでは主催者、制作事業者、舞台、照明、音響、劇場などの企画から制作作業を行うもの全てを含めている。労働安全衛生法第2条では、「事業を行う者で、労働者を使用する者をいう」と定義されている。事業者は、その事業における経営主体であるため、個人企業であれば事業主個人であり、会社その他の法人の場合は法人そのものである。

3 ここでは安全衛生管理体制の整備の基本形を図示したが、公演、分野、規模によって様々なバリエーションが存在する。安全衛生管理体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示したものではない。

4 公演の企画から制作まで自らその一部または全部を行う事業者（複数存在する場合は企画を行っている事業者）、制作作業を自ら行わず複数の事業者³に委託している事業者、または公演制作の仕事の全てを主催者から直接請け負っている事業者を制作事業者という。

※役割として制作担当者等の部門が担うのが通例であるが、あえて表記したほうがよいとの意見により特記した要検討事項である。

の協力を得て、統括安全衛生責任者の指揮のもと前①に示された事項の実施についての管理を行わせること。

③安全衛生責任者の選任

事業者は、各部門（実演、美術、照明、音響、特殊効果、映像、火気取り扱い責任者および舞台機構等）ごとに現場作業の責任者を「安全衛生責任者」として選任し、次の事項を行わせること。

- A：制作作業における当該部門に係る危険防止措置の実施
- B：安全衛生連絡協議会等への参加
- C：安全衛生連絡協議会等における連絡調整事項の周知徹底
- D：その他当該部門における労働災害防止に必要な事項

また、施設管理者は、同様に施設安全衛生管理者と各部門に安全衛生責任者、防火管理者を選任し制作事業者と連携して上記の各事項が行われるように管理監督指導すること。

(2) 安全衛生連絡協議会の設置等

制作事業者または施設管理者は、統括安全衛生責任者、制作安全衛生管理者および各部門の安全衛生責任者から成る安全衛生連絡協議会を開催し、次の事項を連絡協議させること。

①本協議会は、公演制作の計画段階、制作着手前、制作の作業の各段階その他必要な時期に開催すること。

②計画段階において本協議会で協議する事項は次のとおり。

- A：制作計画の概要とスケジュール
- B：各事業者の業務の概要
- C：混在作業の概要
- D：危険予知とその対策
- E：劇場または仮設舞台の概要と安全上配慮すべき事項
- F：その他労働災害防止に必要な事項

③その他の段階において協議会での協議事項

- A：安全衛生管理に関する事項
- B：危険防止、および災害防止に係る事項
- C：その他必要な事項

④必要に応じ、本協議会に劇場または仮設舞台の安全衛生管理者、制作作業に使用する設備、大道具等の管理責任者の出席を求め、危険防止、および災害防止対策を協議すること。

- A：舞台機構、設備、備品等の仕様の他、重要事項
- B：危険防止、および災害防止に係る事項
- C：その他必要な事項

⑤上記の協議の記録を作成し、保存すること。

(3) 安全衛生教育の実施

すべての事業者は、事業場における安全衛生水準の向上をはかるため、当該労働者に次にあげる業務に関する適切な安全衛生教育を行うこと。

- A：労働者を雇い入れたとき
- B：労働者の作業内容を変更したとき
- C：危険または有害業務につかせるとき
- D：職長または労働者の作業を直接指導・監督する者

(4) 安全衛生活動の実施

①作業開始前打ち合わせの実施

事業者は、毎日の作業開始前に自己の作業現場において従事する作業者と作業内容、作業中に予測される危険とその対策について打ち合わせを行なうこと。又、必要に応じて統括安全衛生責任者、制作安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、その他必要な者の間で当日の作業の安全に関する打ち合わせ、調整を行うこと。

②設備等の点検

事業者は、自己の制作作業で使用する設備、機材について作業開始前に点検を行い、異常等がある場合は、補修、改善等の措置を講じること。なお、使用する設備、機材が事業者以外の者の所有に属する場合は、その所有者に対し補修改善を要請し、それが終了するまでは使用しないこと。

<安全管理体制>

③取扱要領の作成

事業者は、制作作業で使用する設備、機材のうち危険が生じる恐れのあるもの、並びに作業で取り扱う危険物および有害物については、危険防止のための取扱要領書を作成し関係者に周知すること。

④整理整頓の励行

すべての事業者は、自己の作業現場の整理、整頓、清掃および清潔（4S活動）の励行を行わせること。

⑤その他の安全衛生活動の実施

A：事業者は自動車運転に従事する者に法の遵守の指導を行なうと共に運転者の疲労に配慮する等、交通労働災害の防止措置を講じること。

B：事業者は、フォークリフト、クレーン等の運転等政令で定める業務については資格を有しないものを就業させてはならない。又、高齢者の就業については適正な業務を行なわせること。

(5) 危機管理体制の整備

制作者事業者および劇場安全衛生管理者、仮設舞台安全衛生管理者は、公演制作現場における自然災害、事故、騒動等による危機を予測し、平素の予防対策を実施し、緊急時の公演中止、停止その他の回避の対策、事態収束後の復旧対策等を進める管理体制とその計画の確立を図らなければならない。

①緊急連絡網の整備（所轄の警察署、消防署、保健所を含むこと）

②事故発生時の緊急措置

③緊急時マニュアルの作成

④マスコミへの対応

(6) 劇場等演出空間の労働災害防止措置の実施上の留意事項

施設管理者は、公演制作作業が安全に行われるよう制作事業者に施設設備使用に関する説明を行なうとともに、当該場所に応じた次の事項に留意して制作作業における労働災害防止措置を実施すること。

A：施設管理者は、劇場安全衛生管理者および安全衛生責任者を選任し、制作事業者に周知すること。

B：施設管理者は、劇場設備、備品等の仕様等の重

要事項について、制作事業者に事前に説明し、制作事業者は、その内容を統括安全衛生責任者、制作安全衛生管理者に周知すること。

C：施設管理者は、本火の使用等の禁止事項解除申請や、地震、火災時の対応などがスムーズ行なわれるよう所轄の消防署との打ち合わせを行なうこと。

D：ヘルメット、安全帯等の安全装備、医薬品等を装備すること。

なお、屋外の仮設舞台においては以下の点に留意すること。

A：地震、台風等の予測されない自然災害が発生する可能性があることから、常に安全を優先して、行動すること。

B：必要に応じ、ヘルメット、安全帯等の安全装備、飲料水、医薬品等を装備すること。

(7) 部門別の労働災害防止措置の実施上の基本的な留意事項

制作事業者は、制作作業の各部門に当該部門に応じた次の事項に留意して制作作業における労働災害防止措置を実施すること。

①制作部門

制作部門は、制作作業全体の管理を行う部門として、統括安全衛生責任者及び制作安全衛生管理者の指示を受けて労働災害防止に関する必要な業務を行うこと。なお、その実施に当たっては次の事項に留意すること。

A：複数の事業者の労働者が混在する状況下においても、明確な指揮命令系統の確保に努めること。

B：搬入、仕込み、稽古、上演、撤去、搬出作業は、安全作業を確保できる人員、スケジュールおよび作業手順で行われているか管理、監督すること。

C：演出、照明、音響、美術および劇場設備・舞台機構等の他の部門との事前打合せを行い、作業内容に関する理解を深め、適切な作業環境の整備を心がけること。

D：使用機材、作業環境等に係る危険の防止のため、下記事項に関する措置を実施、または実施されているか管理監督すること。

・機材の落下および転倒の防止

- ・ 架設物の強度及び安全性の確保
- ・ 設営施設の保全監視及び衛生の確保
- ・ 感電防止のための安全措置
- ・ 操作者および出演者の安全衛生の確保
- ・ 部外者への危険防止措置

②演出部門

- A：危険を伴う演技（高所での演技、高所からの飛び降り、フライング、暗所での演技等）は、十分なリハーサルを実施し、専門家の指導を受けるなど、必要な安全対策を講じること。
- B：戦闘、群舞など多数の人間が出演する演技は、必要に応じて医師、看護師を現場に待機させる等の救急体制を整えること。
- C：爆発物等の危険物の取扱いは、有資格者に行わせること。
- D：殺陣又は戦闘場面に用いる刀等の用具は、木製、竹製等の危険のないものを使用すること。
また、殺陣、戦闘場面等の危険を伴う立ち回りシーンについては、必要な広さの確保、十分なリハーサルの実施、専門家の指導等の安全確保に必要な措置を講じること。
- E：出演者が火気、危険物等の近くで演技を行わないよう配慮すること。
- F：所轄消防署に禁止行為解除が必要なものは必ず届け出ること。

③現場作業・施設部門

- A：吊り込み作業中は真下に人がいないよう対策をとること。
- B：吊り物バトンで作業を目的とする人の吊り上げを行わないこと。
- C：吊り物は許容積載量を超えないよう確認すること。
- D：偏荷重となる場合は、バトン全体を見てバランスを取ること。
- E：重量物の取扱いに際しては、必要に応じてクレーン等を使用すること。
- F：必要に応じ、安全衛生管理者の指示によりヘルメット、安全帯等の安全装備を着用すること。
- G：吊りマイク、吊りスピーカ、積み上げスピーカ等の機材や器具の設置及び撤去時は、機材・器

具本体、付属品等の落下防止及び転倒防止のための措置を講じること。

- H：ケーブル類の接続、固定処理は、周囲の動線に配慮し、漏電、ショート等の可能性を排除すること。
- J：スモーク等引火性または可燃性のガス発生の危険が生じるおそれがある場合には、火災防止措置を講じること。
- K：照明器具の点灯の際は、周囲の状況を確認し、幕、カーテン類等の可燃物が触れないようにすること。
- L：音出しチェック、調整では他部門の作業状況を配慮すること。特に、舞台機構操作時、バトン等の昇降時には安全確認を妨げる発音は中断すること。
- M：舞台装置は仕込み、公演及び解体の安全性に配慮した設計をすること。
- N：舞台装置等の塗装をする場合は、換気や周囲の状況に十分注意し、必要があればマスク、排気装置を使用する。
- O：舞台装置等は、火災防止のために防災等の措置を施すこと。
- P：舞台機構を利用した演出に当たっては、その特性を確認し、操作は専門操作員が行なうこと。
- Q：転換が安全かつ確実にこなされるよう作業灯で確認を行った上で、本番と同じ状況のリハーサルを行なうこと。
- R：舞台機構は、機構操作員と安全確認要員とが声掛け（復唱）確認を行った後に操作すること。

3. 劇場等演出空間における安全作業と安全管理

劇場等演出空間における公演制作現場では、複数の事業者が混在して作業が行なわれる。その役割から制作事業者(制)、公演制作に携わるスタッフ・事業者(ス)、施設側(施)の3つに大別される。ここでは、それらの現場関係

者全員が協力して、安全に公演制作を進めるための共通の留意事項を記載する。

(1) 共通作業

企画段階から、仕込み、搬出までの留意事項：3者の立場から時間軸に沿って。

基本事項

企画制作は、安全衛生管理体制を含めた全ての作業の基本である。安全衛生を確保するよう人的、時間的要素および予算も配慮し、企画制作を行うこと。

A：安全衛生管理体制

制 ス 施

- ・制作事業者は、作業現場の安全衛生に努め、あらゆる公演を企画する際には、前段「2. 劇場等演出空間における安全管理体制」を参照のもと公演に関わる全ての安全管理体制を明確にすること。

B：安全衛生責任者の明示

- 制**・制作事業者は、全体の安全管理体制および参加者名簿(安全管理組織図)を作成し、全事業者および施設に提出すること。
- ス**・安全衛生責任者を明確にし、安全管理体制および作業名簿を制作事業者に提出すること。
- 施**・当日の安全衛生責任者を安全管理体制および担当者名簿を制作事業者に提出または明示すること。

C：危険と思われる作業および行為

- 制**・安全衛生協議会の検討の結果、危険と判断された企画・作業を強要しないこと。
- ス**・危険と思われる仕込み、作業を行う際には、事故・災害発生時の対策も含め、安全な作業計画をたてること。
- 施**・公演内容に基づき、危険と思われる行為、演出等は、制作事業者と事前に安全管理体制の打ち合わせを密に行い、必要に応じて行為・作業内容の是正を求めること。

D：演出上必要な禁止行為等(消防法)の注意

制 ス 施

- ・禁止行為等を含む特殊効果が行われる場合は、現場に立ち会い、その作業内容を監督し場合によっては作業内容の是正を求めること。

E：事故防止の心得

制 ス 施

- ・劇場等演出空間という特殊空間では、何時いかなる状態で事故が発生するか予測が付かない。作業現場におけるスタッフの心得、お互いの作業に対する配慮、コミュニケーションを図ることが安全管理において最も大切な要素である。
- ・自然災害を含め、あらゆる状況を想定して常に対処が取れるように心がけること。

F：事故が発生した場合

事故が発生した場合はまず作業を止め、二次災害の防止に努めながら、人命救助を行なうこと。また、事故報告は明確に行うこと。

制

- ・負傷者の救助を最優先し、二次災害の防止に努めること。
- ・安全管理組織図に基づいて事故報告を行うこと。

ス

- ・直ちに作業を中止し、二次災害を引き起こさないよう各セクションのスタッフ間の連絡をすみやかに行なうこと。

施

- ・救急車等を呼ぶ場合は、施設側から消防署へ適切な連絡をすること。
- ・想定される避難訓練を定期的に行うこと。

制 ス 施

- ・事故原因の究明と再発防止に努めること。
- ・事故に立ち会ったスタッフへのメンタル

ケア、カウンセリング等を行うこと。

- ・事故災害発生時には、可能な限り正確な情報の把握に努めること。

G：災害時の対処（自然災害を含む）

制 ス 施

- ・災害時における避難計画を事前に明確にすること。

企画・稽古

稽古段階は、危険と思われる行為および演出の検証をする上で、公演の安全性を確認する最も重要な時期である。企画時から想定される危険への対処を行い、稽古期間は安全衛生連絡協議会を開催し、安全性に関して検討を行い、十分な安全を確保すること。

制 ス 施

- ・稽古段階において危険と思われる行為、演出等を察知した場合は、制作事業者、制作安全衛生管理者と協議を行いその対処を行なうこと。
- ・稽古場等において新たな道具などを使用する際は、使用者への説明、そして特に慎重なりハーサルを行うこと。

仕込み

劇場等演出空間での事故のほとんどが仕込みおよび撤去・搬出時に集中している。作業開始時には、必ず作業前ミーティングなどを行い、複数作業員間のコミュニケーションを図り安全の確認を行うこと。また、焦らず適切な休憩を取ること。

A：作業前ミーティング

- ・**制** 安全な作業が行われるように作業前ミーティングの実施を促すこと。
- ・**ス** 日々、作業前にミーティングを行い作業手順や危険箇所などの確認を行うこと。
- ・**施** 積極的に作業前ミーティングに参加すること。

B：作業の基本について

上下同時作業は原則として行わないこと。

- ・**制** 公演スタッフの衛生管理を考えて、作業スケジュールを組むこと。
- ・**ス** 自己衛生管理を考え、無理なスケジュールで作業を行わないこと。
- ・**施** 担当責任者と作業手順を確認すること。

C：搬出入作業時

- ・**ス 施**
 - ・搬入口へ車輛を誘導する際は、スタッフ側、施設側が共に安全を確認しながら行うこと。
- ・**施** 非常口、消火栓前など塞いではいけない

箇所を明示し、物を置かないよう監視を行うこと。

ス 施

- ・非常口、消火栓前や開閉の可能性のある扉の前には物を置かないこと。
- ・一時的な物の立てかけなども転倒の危険性があることに留意すること。
- ・**施** 搬出入の際には、搬入口に十分な明かりを提供すること。
- ・持ち込まれた機器の目視点検、仕込み状態の監視を行うこと。
- ・**ス** 搬入車両の周辺に人がいないことを確認すること。
- ・車両ドライバーへの指示系統を統一し、複数で行わないこと。

D：床機構を搬出入で使用する場合

- ・**施** 床機構使用時には機構操作員と安全確認要員が確実な声かけを行ない、復唱し、再度確認後に操作をすること。
- ・**ス 施**
 - ・荷物は指定された範囲内に収め、昇降前に安全確認を行なうこと。
 - ・積載物の状態を確認するために、専門スタッフをつけること。
 - ・床機構動作時は、安全確認要員以外は床機構付近への立ち入り制限を行なうこと。
 - ・他の作業との同時進行には細心の注意を

払うこと。

E：安全指導について

全ての作業における指示系統を統一し、複数人による作業の指示進行を行わないこと（安全管理体制の明確化）。

制・仕込み開始時から終了時までの作業が、安全に執り行われるように施設側、スタッフ側に安全管理体制の徹底を促すこと。

ス・全ての作業が安全管理体制のもとに行われるように、最大限の注意を払って作業を行うこと。
・持ち場を離れる時は作業責任者に連絡をすること。

施・全ての作業が安全管理体制のもとに行われていることを終始確認し、危険行為や作業が発生した場合、制作安全管理責任者に是正を求めること。

F：安全装備

作業内容を確認し、ヘルメットや安全帯等を装備すること。

制 施

・作業員の安全装備を確認すること。
・作業内容、作業場所によって安全装備が使用できるよう備えること。

ス・適切な作業服、作業靴を着用すること。
・適切な数量の安全装備を用意して作業に臨むこと。
・必要に応じてヘルメット、安全帯を装着すること。

G：天井、簀の子、ギャラリなど危険が伴う作業の場合

ス・作業者は施設担当者と危険な場所、作業灯などの確認を行なうこと。
・作業者は施設担当者と十分連絡を取り合って作業を行うこと。
・必ず複数で作業し、単独での作業は行わないこと。

施・施設内の危険な場所、危険性について作業責任者に明確に伝えること。

H：高所作業における注意事項

高所からの落下死亡事故防止のため、照明ブリッジを含む高所作業の安全対策を講じ、作業の際には万全な注意を払うこと。

ス 施

・基本的に高所作業が行われている直下での作業を行わないこと。

制・制作安全衛生管理者は、高所作業が安全な体制によって行われることを、その内容を打ち合わせの段階から把握すること。

ス・高所作業を行う際には、施設側、スタッフ側の安全衛生責任者の指示に従って作業を行うこと。

・高所作業を行う際には落下防止対策済みの工具以外を携帯しないこと。

・常に健康管理に気をつけ、体調が不良のときは高所作業を行わないように安全衛生責任者への報告を怠らないこと。

・高所作業中に危険と思われる事態が発生した際には、直ちに作業を中止し、その旨を現場責任者に連絡すること。

制 施

・高所作業が行われている区域の明示や立ち入り制限、ヘルメット着帽など適切な安全対策をとること。

・必要に応じて、安全帯およびヘルメットを装着させること。

I：脚立での作業

ス・脚立は筋交いおよび開き止め金具を確実にロックして使用すること。

・床面が不安定な場所では使用しないこと。

・無理な体勢での作業は行わないこと。

・転倒防止策として複数の人間でサポートし周辺にも注意を払うこと。

・脚立天板に乗っての作業は禁止すること。

J：照明ブリッジ内での作業

照明ブリッジは、舞台上の空中作業で最も高所となる場所であるので、慎重な作業を常に心がけなければならない。

ス 施

・ブリッジの高さが下限位置にある場合以

外は、安全帯を着用すること。

- ・ブリッジ昇降時は舞台技術作業者といても真下にいたり、通過したりしないこと。

- 施**・ブリッジ内に作業灯を設置すること。
- ・安全帯を外すことなく作業できる設備を設置すること。

K：暗所作業における注意事項

基本的に舞台上での作業は、手足元の明るさを確保して行なうこと。

<仕込み等の作業時>

制 施

- ・関係者以外の立入りに注意すること。
- ス**・暗所作業はなるべく複数のスタッフでチームを組み、周りの状況に注意を払って行なうこと。
- ・暗所作業を行う場合、作業前に作業箇所を点検し、作業手順、作業環境を考慮して、安全な状況を確認しておくこと。
- ・ギャラリ・奈落など舞台から直接目視できない場所へ移動、作業する場合は施設スタッフに連絡をするよう心がけること。
- 施**・ギャラリやシーリングなど暗所作業時に作業員が行く可能性がある箇所には、手元明かりや案内板など注意を促す表示をすること。

- ・公演側スタッフの動きを察知し、危険性の周知や監督を行なうこと。

<リハーサル・本番時>

- ス**・リハーサル・本番時に演出的な暗所作業（主に、暗転転換など）が行われる場合は、明るい状態での事前リハーサルを十分に行なうこと。
- ・安全確認をするため、本番明かりでのリハーサルを実施すること。
- ・リハーサル時は、進行予定が変更になることも多いので、リハーサルの進行状況が常にわかるよう工夫すること。
- ・暗所（袖中・ホリ裏・舞台装置の部分）などの出演者やスタッフの視覚危険箇所は、蓄光テープやミニランプなどを設置して注意を促す配慮をすること。
- ・舞台袖などに置かれた装置、機材配線等を人の動線の障害にならないように整理をしておくこと。
- ・暗所に限らず、危険を回避するため整理整頓を常に心がけ、作業の進行にも役立てること。
- 施**・監視員をおくこと。
- ・予想される空調気流や舞台風を公演側に伝えること。
- ・危険のないよう終演後の状態を整理整頓すること。

撤去・搬出

撤去・搬出時には、それぞれの部署が同時に作業を行い最も混在した状況となりやすい。このため、危険回避に対する注意が散漫になり、退館時間の規制などで慌てて作業をすることによる事故も起こりやすいので、注意すること。（退館時間も迫るため、焦りなど精神的な同様が生じ、事故が起こりやすい）

制 施

- ・公演終了後の撤去作業において、退館時間の規制を強要するなど、無理な要求をしないこと。
- ・搬入口の開閉などは外部の天候、気温差などによって気流の乱れを生じやすい吊物作業など状況をみて慎重に行なうこと。
- ス**・撤去・搬出作業を始める前に、施設側、ス

タッフ側両者間において、作業の段取りを明確に打ち合わせすること。

- ・撤去・搬出作業は、作業責任者の指示の下で行なうこと。
- ・撤去・搬出作業は、十分な作業灯りを確保して行なうこと。
- ・撤去・搬出作業は、あわてずに常に安全性を重視して行なうこと。

- 施**・安全に撤去作業ができるよう配慮すること。
- ・バトンの昇降などは危険回避を徹底してから行なうこと。
- ・自己判断せず、公演側スタッフにも安全確認をしてもらうこと。

(2) 部門別の作業(専門作業)

① 舞台機構

劇場等特殊空間における舞台機構の管理は、それぞれの施設で専門知識を持った技術スタッフが行うこと。

A: 操作盤

制・制作事業者は、いかなる場合においても劇場の舞台機構の操作をしないこと。

ス **施**

- ・施設の特徴をスタッフ側に周知し、操作法や段取りなど確認すること。
- ・吊物機構を使用する場合、集中荷重を避けること。
- ・吊物機構の干渉について注意をすること。
- ・吊り物ボタンと仮設ケーブルの端は、落下防止のために固定処理を行うこと。

ス・機構操作は専門操作員が行うこと。

B: 床機構を演出に使用する場合

制 **ス** **施**

- ・床機構を使用しての演出内容を打ち合わせすること。
- ・キューシートを整理すること。
- ・舞台稽古は下記の手順にて安全を図ること。
- ◆大道具、照明、音響を含めた状況でリハーサルを行なうこと。
- ◆転換内容が明確に行なわれ安全が確認されるまで地明かりでリハーサルを行なうこと。
- ◆出演者には、転換内容を明確に説明すること。
- ◆出演者を含め地明かりの状態を安全を再確認しながらリハーサルを行なうこと。
- ◆出演者を含め本番と同じ状況で最終リハーサルを行なうこと。

C: 電動ボタンを使用する場合

ス **施**

- ・電動ボタンの使用は、手動ボタンと違い、物との接触感が感じられないため、そのオペレートには細心の注意が必要である。

ス **施**

- ・吊り物は積載オーバーにならないように確認すること。

- ・ボタンの昇降の指示は、複数人で行なわないこと。
- ・昇降時および昇降状態を声掛けにて明確に現場作業員に伝達すること。
- ・他の機材、装置等との接触感が得にくいため、ボタンが完全に停止するまでその安全を確認すること。
- ・電動ボタンのファイナルリミット、エンコーダワイヤには絶対に接触しないように仕込むこと。
- 施**・機構操作員と安全確認要員とが、確実な声掛けおよび復唱確認後に操作すること。
- ・ボタンの昇降は揺れを止めてから行い、他のボタンとの干渉に注意すること。

D: 手動ボタンを使用する場合(綱元)

手動ボタンは、劇場によって複雑な配置、システムがあるので、綱場の経験者以外は操作しないこと。

- ス**・綱元の操作は、十分な経験を有した専門スタッフに限ること。
- ・綱元の操作を行う前に、施設側に綱元の注意事項を確認すること。
- ・吊り込む機材の総重量を計算してカウンターウェイト調整すること。
- ・落下の危険があるため、カウンターウェイトの固定状況を入念に確認すること。
- ・綱元のストッパーが完全に固定されるまで、ボタンに触れないこと。
- ・昇降作業終了後はストッパーを確実に締めること。
- ・ボタンを昇降する際には、必ず声掛けにて舞台上の作業員に状況を知らせること。
- ・撤去作業終了時には、必ず現状復帰をすること。
- ・吊り込み途中も絶えず重量バランスを確認しつつ作業を進めること。
- ・吊り込み終了後、ストッパーを緩める前に重量バランスを再確認すること。
- ・吊り物は許容積載量を超えないよう確認すること。
- ・偏荷重になる場合は、ボタン全体をみてバランスをとること。

- 施**・各公演で綱場を使用した後は、必ず復帰状態の確認をすること。
- ・公演側に綱元使用時の注意事項を伝え、作業時の安全確認をすること。（施工業者の多様化に伴い、鎮杵（ウェイト杵）など劇場によ

り仕様が異なる場合がある）

- ・撤去作業終了後の現状復帰の確認を怠らないこと。（カウンターウェイトの降ろし忘れやバミリのはずし忘れなど事故の誘発要因になる可能性がある）

②照明作業

A：落下防止について

- ス**・照明プラン作成時に吊り込み器具の総重量を把握し、施設側との事前打ち合わせで許容荷重を確認した上で、許容範囲にて仕込み図を作成すること。

ス 施

- ・器具の吊り込みに際しては、器具本体の固定ネジ及びハンガーやアクセサリー（フィルタホルダ〈シート〉、バンドア、先玉、エフェクト類）との接続部などに緩みがないように固定ネジの締め付け、落下防止用のワイヤ、チェーンなどの取り付けを確認すること。特に器具が直接客席に落下する恐れのある箇所（フロント、シーリング、フォロースポット、バルコニーなど）の作業では、特に注意を払うこと。
- ・器具吊り込み用のハンガーは、取付けパイプの径や荷重に適合したものを使用すること。
- ・器具の落下防止用のワイヤやチェーンは、器具の重量に適合したものを使用し、所定の位置に装着すること。
- ・器具が大道具や幕類などと接触すると破損および落下を招く恐れがあるので、取り付け状態には十分に注意を払うこと。特に吊り込み作業終了時には、施設担当者と安全確認を行い、照明バトンや吊物バトンを昇降させること。
- ・ケーブルの処理は、落下防止に配慮し適切な器材で必要な位置に必ず固定すること。
- ・電球やレンズは、作業前の点検で異常を検出し、破損レンズや変形電球の交換を確実に行うとともに、使用時の破損で落下するのを防ぐため、フィルターや金網などによる落下防止策を講じること。
- ・ミラーボール等の特殊構造の物は、構造に即した落下防止策を講じること。

- ・客席上部や舞台照明設備を吊り込むことが考慮されていない場所に器具やミラーボールなどを吊り込む場合、作業を行う前に作業員に対して、器具の設置方法を施設側と確認し、安全な吊り込み方を指示すること。
- ・作業終了後は、必ず施設側とスタッフ側が一緒に安全確認をすること。

B：舞台周辺での機材設置について

- ス**・スタンド類で器具を設置する場合、スタッフや出演者が接触することのないよう設置箇所を考慮すること。
- ・美術セット、幕類などと灯具の接触・近接を避け、火災予防に努めること。
 - ・転倒防止のため、スタンド類は安定性を考慮し設置すること。
 - ・安全対策としてウェイトなどを使用して重心、足場を安定させること。
 - ・舞台床面でのケーブル配線は人の動線を極力避け、配線を行なう場合はマットやテープで安全対策を施すこと。
 - ・舞台上で配線するケーブルはコンセントからの距離を考慮し適切な長さのケーブルで配線をすること。
 - ・花道における器具設置はロープやウェイトなどで客席への転倒防止策をとること。

C：フロント、シーリング、トーマンタル、ギャラリでの仕込みについて

- ス**・客席への器具落下の危険性があるためフロント、シーリングでの器具の吊り込み（および移動）に際しては、無理な体勢や不安定な足場での作業は行わないこと。
- ・吊り込み器具にはワイヤ、クサリなどの落下防止策を施し、必ず確認すること。
 - ・フロント、シーリングの作業灯は必ず点灯し、明るい環境で作業を行なうこと。

- ・フロントでの脚立吊り込み作業は複数名で行なうこと。
- ・フロントではフェンスが低い、もしくはない劇場もあるので安全を確保しながら足元に十分注意して作業すること。

D:火災予防について

ス 施

- ・色さし枠は不燃性素材または防火加工してあるものを使用すること。
- ・持込み器具は漏電・短絡を避けるため事前にメガチェックすること。

E:電飾・灯入れ等の持込に関して

ス 施

- ・事前に配線図または所轄消防署の許可を得たものを提出すること。
- ・定格容量にあった過電流遮断機(ブレーカ)を必ず入れること。
- ・ケーブル、プラグ、コネクタ、コンセント等は電

気許容量に合ったものを使用すること。

- ・接続箇所のネジの緩み、接触不良または電線の減線や断線がないかを定期的に点検すること。
 - ・器具・ケーブル等はアース付のものを使用すること。
 - ・床面等に直接照明器具を置かないこと。
 - ・床面等に置く場合は照明器具個々の性能、断熱性の素材のものを床面との中間に入れるなど構造を考慮した断熱処理をすること。
 - ・幕類および装置付近への設置は十分に留意し、それらの近くに照明係員または、それに準じる監視員を配置すること。
 - ・幕類等への直接照射は火災の原因となるため、照射する際は充分注意すること。
 - ・紙吹雪等の使用時には、それらが進入されるとみられる照明器具には事前に進入防止の養生をすること。
- 施** 公演終了後には毎回器具・設備のメンテナンス作業をすること。

③音響作業

音響システムをより効果的なものとし、かつ安全を確保するためには、プラン段階での十分な研究・検討が必要である。

A:基礎作業として

ス 施

- ・事前に音響プランを明確にし、施設側、スタッフ側との仕込み打ち合わせを綿密に行なうこと。
- ・スピーカー等重量物設置は、経験者、専門家、メーカー等に指導助言を求め、安全荷重など物理的計算を基に十分な安全策を施すこと。
- ・転倒防止策として、床面フックの利用、大臣柱、ギャラリ等からセーフティ・ワイヤ、ベルト等をかけること。
- ・音出しチェック、調整はできるだけ他チーム作業との競合を避け、特に舞台機構作動時、バトン等の昇降時には安全確認を妨げる発音は中断すること。

- ス** スピーカの設置図(機種、サイズ、重量など明記)を劇場側、舞台監督に提示し、設置場

所、設置方法を協議すること。

- ・複数のスピーカーは連結固定する。連結部材の強度は衝撃荷重に耐える物を用意すること。
 - ・ケーブル類の接続、固定処理は、周囲の動線を配慮し、ケーブルによる荷重も考慮すること。
 - ・漏電、ショート等の可能性を排除すること。
 - ・小型電動油圧リフト(ラクサ)等による積み上げ作業は、必ず経験者が運転し、作業エリアを十分確保すること。
 - ・スタンド型設置では、砂袋等により重心を下げるなど転倒防止をすること。
- 施** スピーカの設置の安全を確認し、転倒防止のために劇場指定の方式によりセーフティ・ワイヤ、ベルト等をかけることを指導確認すること。
- ・スピーカーの積み上げ作業時には、作業エリアを十分確保し、他のスタッフ等に作業内容がわかるようにすること。
 - ・ケーブル類は劇場機構との関係で安全な処理を指導すること。
 - ・電源の漏電、ショートの可能性を排除するよ

う指導すること。

B：吊り(リギング)スピーカについて

吊りスピーカの設置は効果的であると共に危険性を伴うことを十分配慮し、プランと設置条件を協議する。

ス 施

- ・劇場の吊物機構や躯体などに吊る場合、入念な下見と打ち合わせをし、十分な安全を確保できる場所と方法を確認すること。
- ・吊りトラス、単管、スリングベルト、ワイヤ、吊り金具(リグ)等は、衝撃荷重を考慮した安全荷重を確保すること。
- ・吊り装置はメーカー指定のものを使い、スリングベルト、ワイヤ等は、事前に損傷摩耗変色などをチェックし、一定年限を経たものは使用しないこと。
- ・ナイロン・スリングでの吊り上げは加熱による破断が予測される場合は、使用を避けること。
- ・スリングベルトはトラス等の鋭角部に当たる

ことを避けること。

- ・吊り上がったトラス上などで修正作業はしないこと。吊り上げる前に点検すること。
- ス 吊り作業には必ず経験者が携わり、必要によって玉掛作業者等資格取得者の起用を要請すること。
- ・吊り作業の真下に人が立ち入らないよう対策を行い、監視すること。また、周辺に人がはいらないよう注意すること。
- ・吊りスピーカ設置の調整においては、すべての部材・金具に衝撃荷重がかかる危険な「ダウン」操作を避け、極力「アップ」操作で調整すること。
- 施 劇場の吊り機構や建築躯体などに吊る場合、入念な下見打ち合わせを求め、十分安全な場所と方法をアドバイスすること。
- ・吊り作業中は、作業エリア内に人が立ち入らないように監視し、他のスタッフ等にも作業内容がわかるようにすること。

④客席内作業

客席内に設置する照明、音響用などのイントレ、仮設台組、機材等については、観客の安全を第一に消防法、ホール規定の遵守により、早い段階から安全対策を施す。

- 制 機材等設置による安全確保のための座席除外を、配券段階で検討しておくこと。
- ス 客席内機材設置は、早い段階で主催者側制作担当と打合せをし、安全なエリアを確保すること。
- ・客席内における調光卓、音響調整卓等の設置およびケーブル配線は、施設側と事前に打ち合わせを行い、非常時の避難に妨げとならないよう設置すること。
- ・非常時の避難通路確保のため、機材は客席椅子から十分な距離を確保して設置すること。
- ・スタンド類で器具を設置する場合、避難通路の確保・転倒防止策を必ずとること。
- ・照明器具、スピーカ等の設置場所は、器具の転倒や観客の衝突を避けるため、十分なス

ペースを確保し、ロープ等で仕切るか監視員を置くこと。

- ・照明器具や卓の設置場所は、器具の転倒や観客の衝突を避けるため、パーテーション等で区切ること。
- ・アース接続等漏電対策を励行し、観客が接続部分に触れることがないようにすること。
- ・配線等に当たっては、施設側と固定法を確認の上、観客の歩行に支障のないような箇所を選び、出口付近では迂回フック、通線溝等を利用すること。それらが無い場合は重量マット等で養生すること。
- ・開演前、休憩中、終演後の他に、開演中の客電消灯中にも観客が移動する可能性があることを配慮すること。
- ・客席上部での機材吊り下げについては、座席上部を避け通路上等を選び、幾重にも安全対策をとること。
- 施 消防法の確認を消防署とを行い、上記のスタッフの注意事項が守られるよう指導、確認すること。

⑤電気作業

演出空間の電気および機器(機構・照明・音響・そ

の他)の取扱は、「電気法規」および『劇場等演出空間電気設備指針』(1999年)・『演出空間仮設電気設備指針』(2006年)を遵守し、作業に当たること。

(3) その他

劇場・ホールの常設設備および機器の保守点検

- ス・劇場からの借用機材に関して、不具合等を発見した際や、使用中に破損等した場合は、すみやかに施設側に報告すること。

①目的と保守点検上の留意点

- 施・劇場、ホール等の保守点検については、『劇場等演出空間電気設備指針』(1999年)を参照すること。
- ・機械・器具・備品等は、安全な状態で利用者に提供できるよう、それぞれの担当技術管理者が管理すること。

②日常保守点検

- 施・日常の動作項目のテストを実施、始動停止しての運転状態、異常音、振動等の有無を確認すること。
- ・日常の点検項目を実施、機器の変形変色、異臭、加熱劣化、断線等の有無を確認すること。
- ・不良箇所を発見した場合の応急処置又は部品の交換をすること。
- ・交換部品は交換した年月日を表示し、判別を明確にしておくこと。
- ・故障の状態、原因、対策、修理などの経過を記録して、定期保守点検の整備資料とすること。
- ・原因不明や手に負えない修理等は、定期保守点検専門業者に即座に連絡し、対処をすること。
- ・機器、備品の整備および整理整頓に心がけること。

③定期保守点検

定期保守点検業務委託は、施工メーカー、製造メーカー、或いは同等の専門技術を持った業者で行うべきである。

- 施・劇場、ホールの使用状態および運営状態を考慮して、年間の回数および点検項目を決めること。

- ・作業を始める前に、日常点検者から状況説明および状況記録の経過を伝達すること。
- ・点検作業の完了時には、保守点検表の提出により、機器保全の資料とすること。
- ・不良箇所は修理を行った上、修理票を提出させ保管すること。
- ・交換部品の整備を行うこと。
- ・配線設備の絶縁抵抗測定は、年一回以上行い、不良箇所は修理を行なうこと。

④中長期整備計画

- 施・施設管理者は10～20年に亘る整備計画を立て、修繕をすること。

(4) 屋外の仮設舞台および劇場等演出空間における自然現象対応⁵

屋外の仮設舞台では、風雨、雪など気象状況の変化に対応する必要がある。

- 1) 屋外の仮設舞台においては、安全衛生連絡協議会が気象情報の把握を行い、安全な作業が困難な状況となった場合、作業の停止や中止など適切な処置を指示できる体制を整えること。

◆強風

仮設物の強度や高さ、吊り物の有無によって耐風度が変わってくるため、現場で専門家のアドバイスを参考にすることが望ましい。具体的な対応法についてはJasstガイドラインVol.4を参照。

- 2) 劇場等演出空間においては、地震など予測できない災害時の対応計画、連絡体制を整えること。

⁵ 雨、雷、その他詳細は来年度以降の検討課題とする。

<研究会メンバー>

日本演出者協会	和田 喜夫
日本照明家協会	阿部 吉之助、西山 英樹、内田 忠夫、柘植 幸久、浜 照男、岡田 一雄、岡山 貞次、西村 充
全国舞台テレビ照明事業協同組合	国貞 貢、西尾 栄男、中島 将之、橋本 秀夫
日本舞台音響家協会	松木 哲志、萩田 勝巳、君島 幸一、市川 悟、亀井 敦夫
日本音響家協会	宮沢 正光
日本舞台音響事業協同組合	河田 靖夫、丸岡 壽昭
日本舞台監督協会	相馬 勝巳、田中 英世、八木 清市、川口 浩三
舞台運営事業協同組合連合会	真野 幸明、山出 文男、竹中 裕一、清水 一雄、相川 健二、山岡 雅佳
劇場演出空間技術協会	佐藤 壽晃、本杉 省三、桂川 潤次郎、阿部 茂樹、八幡 泰彦、加藤 憲治、桑谷 哲男
日本舞台技術安全協会	小林 茂勝、片野 豊、大岸 一博、伊藤 均、吉川 真二、本多 健二、林 勝義、森口 健
大道具事業協議会	伊達 一成
全国公立文化施設協会	松野 幹夫
日本芸能実演家団体協議会	大和 滋、小林 俊範、浜田 晃
日本演劇興行協会	宇田 典弘、松本 宗大、住井 浩平、小牧 春夫
全国コンサートツアー事業者協会	蓮沼 健、山本 幸治、今泉 裕人
公共劇場舞台技術者連絡会	白神 久吉、眞野 純、垂水 健治、伊藤 久幸、関谷 潔司、山海 隆弘、毎熊 文崇

<オブザーバー>

渡邊 良三 (電気設備学会)

<スタッフ>

草加 叔也、中俣 美沙 (空間創造研究所)

大井 優子 (日本芸能実演家団体協議会)

<意見用紙サンプル>

ページ	
項目	
意見内容	
所属	
氏名	

FAX:03-5909-3061

【問い合わせ先】

劇場等演出空間運用基準協議会 事務局 担当:大井
(社)日本芸能実演家団体協議会 内
〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2F
TEL : 03-5909-3060 FAX : 03-5909-3061
E-MAIL : kijunkyo@geidankyo.or.jp